廃刊

釧路司法書士会報

発行所
釧路市宮本2.10.18
釧路司法書士会
編集
広報委員会

〃二課制施行に〃

釧路地方法務局帯広支局に

北海道内の法務局支局内で、取扱事件数等から、大支局と言われる帯広支局は、この度二課制が採用され、総務課、登記課が、設けられ、今迄の総務係は総務課に属し、又登記第一係、第二係、法人係、認証係は、登記課に属すること、なった。道内の支局では、初めての課制施行支局ちなみに、支局の扱件数の増大から言って、むべなるかなと思うものである。課制採用により、益々充実した登記の処理により、より確実に、又、スピーディな処理を望むものである。

初代総務課長に片桐堅治殿、登記課長に高野孝司殿の着任を裁き、吾々十勝支部会員の資質向上のために一層の御指導を仰ぎ度いものである。

この頃のこと

釧路支部会員
沢野　浩

私は昭和四十三年二月十五日から、同年五月二十五日まで、過労による胃潰瘍で入院した。

長期入院の体験から、私達司法書士は、健康が唯一の財産であることを悟った。

そこで、健康を増進するために、私は、スキーと、砂浜を走ることを始めた。

スキーは小学校時代、冬、夜が明けるのと同時に家の前の崖で一時間半位滑ってから学校へ行ったので、滑るときの要領感覚は残っていた。そんなことだったので、私は、釧路スキーを楽しむ会に入会した。

この会の特色は色々な点にある。

第一に、入学前の児童から、七十二才位の老若男女の会員からなっている。

第二に、冬はスキー、夏は登山、テニスの好きな人はテニスをして脚腰を鍛えている。

第三に、会費は年間四〇〇円、行事参加は実費格安負担

第四に、お互いに張り合わず、いたわり合う等の点である。

毎年、海別岳（斜里岳の左隣の山）の春山スキーと、摩周湖第一展望台から美留和駅までの林間スキー遠足をやります。

このようなときは、登山と山スキーの若年のベテランが先頭に立ち、超ベテランの会長が隊列の真中に入り、中年のベテランが二人、最後尾の確認をし、スキー、登山の初心者をグループにしてその真中にあてはめます。

会長は真中にいて、先導者の速度、雪道のつけ方、最後尾の方の落伍者、負傷者の有無を確かめたりします。

他のベテランは、スキーでころんだ者を助けあげたり、リュックサックを背負ってあげたりして、いたわりながら下山します。

全員は他の会員の無事を確認しながら、最年少、最年長者のことを考えながら、ゆっくりと進みます。

下山が完了すると、最後尾の者は落伍者、負傷者の無いことを会長に報告します。

山で食事するときは、各人のもっていったものを、どんなに少くても、わけ合って食べます。一箇のスイカを数十人で一切れづつ食べたときのおいしさは今でも忘れられません。

亦、このグループでは、職業、仕事、金、財産、中傷、等、大凡、世俗的なことは、全く話しません唯、スキーと、山（自然）の話しだけです。といっても、別にそういう規則があるわけではありません。

海別岳の春山スキーのとき小川の清水を手で汲んで飲んだときのこと、或る人が、みんなの飲んでいる数メートル上流ですくって飲んだら、最年長者のベテランが烈火の如く怒りました。「川下が汚れる」というのがその理由でしたがその人は、又、登山になると、前の怒ったことは跡形もなくサッパリとしてみんなを助けました。

スキーをやっているときは無我夢中で、精神衛生と、体力育成には最適です。

スキーは全身運動で、大自然の空気を腹一杯に吸い込んだときの気持ち、全速力で滑降してくるときの気持ちは何ともいえません。特に、汗をダラダラかいて、一歩一歩、スキーをかついで半日がかりで登りつめて、千数百メートルの頂上から滑り降りるスリルと、爽

次頁へ

前頁より

快さは、一度味をしめたものでなければわかりません。

私の家は法務局坂下右側のバス停のところにありますので、毎朝のように、六時半から七時半の間に三十分か四十分間、法務局下の海岸（通称千代ノ浦）をゆっくりと走ります。

遠くの海から吹いてくる潮風を深呼吸しますと、頭がスキットします。

そして、色々なことがわかりました。

水鳥は波頭のところで、波の抵抗を避けてパット水の中にもぐるとか、午前七時過ぎると、海の空気が、煙くさいとか、排気ガスの臭がするとか、ドブくさくなるとか、海のしけで砂が丘のように移動するとか……。

私が残念に思ったことは、「海も変った」ということでした。

私達子供の頃（昭和十年前後）千代ノ浦の砂浜は波うちぎわまで一〇〇メートル以上ありました。今は五〇メートルとありません。

私達が水遊びをした砂浜、タラのスキ味を乾していた砂浜には、今、洗剤の空容器、コーラの空カン、大根、ミカンのカス、靴、ゲタ大凡、投げすてられたものの基場になってしまいました。

カモメの親子は、水産加工の排水の中の汚物を食べていました。

営本町、柏木町、方面の下水が昼夜海に流れ込み、海は巨大な汚水槽になりました。

そしてその鼻先で昆布とりをしてます。

高台に立つと、汚れの拡散地帯が変色してわかります。

「海は瀕死だ!!」

朝走ったときと、走らないときとでは、食べるパンの枚数、頬ばり方が違います。

毎朝走ることは、もう私の習慣になりつつあります。死ぬ迄千代ノ浦の海岸を走ったら、膨大な巨離になると思う。

いや、死なないように、長生きするように、スキーと、登山と、海を走ることは、ずうっと続けようと思う。

人は、みな、金を貯金しようとはする。

しかし、もう一つの貯金、それは、健康という貯金をしようとする人は少い。

（昭和五十年三月二十九日記す）

〝論評〟

規定外の業務と報酬の再認識 (一)

十勝支部
坂下　尊

三月九日、弁護士会が弁護科三倍引上げを発表した。われわれの僅かの報酬改訂臨時総会は、春闘えの影響を考慮して延期になったという。民事局の顔色を窺って右往左往している日司連執行部の姿は、司法書士の未来像を暗示しているようだ。

司法書士会は業界唯一の団体でありながら選挙の票になっていないから、支援する政治家もいないし、結束も弱いので、体制の中で馴致されている格好の姿なのである。

これから、認可報酬が多少増額されたとしても、現在の進行性インフレの中では、相殺されてマイナスだし、現在までもそうであったように、これから先も恵まれるような報酬額は期待できる見通しが無い、という見方が正しいであろう。

さて、われわれが嘱託人から収受する報酬の構造は、次のような二つの構成から成り立っている。

一、会則規定による法務大臣認可報酬

二、会長の指導による附随報酬

大臣認可の報酬については、会員の自主的判断が許されない。定額報酬であり、遵守義務があって、違反すると徴戒権が発動されて処断される。

しかし、会長指導の附随報酬については、法一四条と会則三条に根拠を置いて、司法書士会が、会員を指導する会の自主報酬で、規定外の業務についての報酬なのである。

本会からの、既達の文書によれば

※附随報酬早見表の前文

―会の統一的見解によって、規定外の報酬を設定して会員を指導し、他に誤解の生じないようにする趣旨である―

※釧司発第一九四号（会員宛）

―附随報酬について、全道会長会議で協議の結果、全道の統一見解として示された附随報酬基準に基き、理事会において検討し―別紙のとおり改訂する。

と明記されているように、われわれの自由報酬なのである。

つまり、大臣の認可を要しない、理事会や会長会議の協議で決定できる報酬で、法令に明文がないから、罰則や、徴戒処分の対象、当局の承認を要する報酬ではないのである。

認可報酬規定表に明定されてない業務については、他に法令の制限が無い限り、任意の額を嘱託人から受領したとしても、処断される前提がないのが、規定外の報酬の性格なのである。

従来、これら関連付帯業務について、本会の見解は、

―嘱託人と協議納得の上で―

―司法書士の実費弁償を基準として―等既達文書に見られるように、また、領収書の項目も報酬でなく、その他費用となっているように、報酬という見解と位置づ

けをしていない。

われわれが、現実に収受する附帯業務の報酬が、一件当り三～四割の比重を占めているのに、此のような正当な労働の対価と考えていない解釈や指導が、果して妥当なのであろうか、認可報酬規定項目の事件処理に至るまで、多数の前提業務があり、登記申請の代理という典型業務に至るまでの、法律行為や、関係者の実体法上の把握こそ、最も重要であり、高く評価されるべきなのに、これに対する報酬の明定がないのは何故だろうか。また、報酬と考えずに、現在、会の指導層がとらえているような、費用の弁償という、発想と見解で、会員に不当な損害を與えてはいないだろうか。

認可報酬で規定する業務は、司法書士の取扱う業務の一部でしかない。復雑多岐な規定外業務について、自主的に報酬を明定すべきではなかろうか。司法書士の社会的地位や、身分の自己保証という側面から考えても、此の問題に反省を加え、是正すべであろう。

そこで、われわれは、規定外の業務と報酬について、もう一度、次のように再認識して、経済的自己保全の方策を樹立すべき必要がある。

一、規定外の業務は、大臣の認可権限の及ばない自由業務で、これについての報酬も自由であること。

二、法第一条の範囲に属さない業務は、司法書士独自の業務でなく、何人も自由なので、法定領収書も使用を業務づけられない。

三、規定外の関連業務に独自の自主報酬体系を明定、確立させて、認可報酬と組合せ運用する。そうすると、報酬に欠落がなくなる。

四、認可報酬は、日司連に任せるとして、規定外報酬だけでも、自主的に、物価にスライドさせることが可能である。

五、会長が、採算に合う規定外報酬を指導しない場合、止むを得ず、各支部、地域別の申合せ額を採用実施しても、違法性が無く、較差の解消ができる。

六、自主報酬方式を採用すれば、公共料金という名目での、不当低額報酬が改善できる。

七、現行の附随報酬基準表は、規定外業務の全般を網羅していないし、欠落部分が多く、且つ不当に低額であること。

研修……仮登記担保理論

昭和四十九年十二月二十三日
最高裁大法廷判決中

したが、この点につき、本判決は次のとおり説示して右第一小法廷判決の見解を採用しないことを明らかにした。

〔後順位の差押債権者、抵当権者らに対する　清算金支払義務の存否〕

「右に述べたように、仮登記担保権者は、目的不動産の換価処分により差額を生じたときはこれを清算すべきものであるが、仮登記担保権者がかような清算金の支払義務を負うのは、債務者又は仮登記後に目的不動産の所有権を取得してその登記を経由した第三者に対してのみであって、仮登記後に目的不動産を差し押えた債権者や、これにつき抵当権の設定を受けた第三者等は、仮登記担保権者と直接の清算上の権利義務の関係に立つものではない。仮登記担保権者による権利の実行には、実質上担保権の実行として、あたかも抵当権に基づく不動産の競売に類似する点があるとしても、その故をもって、これらの権利者が、競売手続における競売代金の配当のように、一定の優先順位に従って自己の債権の満足に充てられる金額につき、自己に給付せらるべき清算金として、仮登記担保権者に直接その支払を請求しうるものとすることはできない。けだし、目的不動産の価値が競売以外の事由によって金銭債権に変じても、不動産の差押は当然これに効力を及ぼすものではなく、また、不動産上の担保権も物上代位の方法によってのみこれに追及しうるにすぎないものであるから、これらの権利者が差押又は担保権の効力それ自体として仮登記担保権者に対し直接清算金の交付を請求しうる根拠はなく、また、仮登記担保権者はその義務の履行として清算金を債務者）又は第三取得者）に支払えばなんら利得するところがないこととなるので、仮登記担保権者と後順位差押債権者らとの間に不当利得に類する関係が成立するものとは考えられないからである。のみならず、右のような直接の清算上の権利義務の関係を認めるときは、本来非訟手続である競売手続においてのみ適切になしうる多数債権者相互間及びこれらの債権者と債務者との間の錯綜した権利関係の処理を、その処理に適しない訴訟手続による仮登記担保権の実行手続において要求することとなり、種々の不都合な結果を生ずるのをまぬがれない。例えば、競売手続において、多数債権者のそれぞれの取分に関する紛争は配当表（又は計算表）に対する異議及びその後における配当異議訴訟によって処理され、右紛争と関係のない部分についてはそのまま手続が進行し、清算が結了するという

次頁へ

⊙ 仮登記担保権者が清算義務を負う相手方

第一小法廷昭和45年3月26日判決は、仮登記担保権者が仮登記におくれる差押債権者、抵当権者らに対して本登記承諾請求訴訟を提起した場合、右差押債権者らは、仮登記担保権者に対し、自己に清算金の引換給付を求めうる旨判示

前頁より

仕組がとられているのに対して、仮登記担保権者による本登記手続及びその承諾請求訴訟においては、後順位債権者らの取分に関する紛争は、紛争当事者間の争訟としてではなく、債務者及び後順位債権者らからの原告たる仮登記担保権者に対する重複する引換給付の抗弁としてあらわれ、それらの争点については必ずしも矛盾しない解決が保障されないばかりか、本来この紛争に関係のない原告が、その渦中に巻き込まれ、無用の負担と危険を負わされることとならざるをえないし、また、競売手続においては、いったん配当額が確定すれば、これらの関係者間では後日紛争が再燃することは殆んどないが、本登記手続請求等の訴訟では、原告と各被告との間においてそれぞれ清算金額が確定しても、それは被告ら相互間においては効力をもたないから、後日これらの者の間で重ねて紛争が生ずることを防止することができないのである。他方、右のように後順位の差押債権者や抵当権者らに対して仮登記担保権者に対する直接の清算金請求権を認めなくても、これらの権利者は、その債務名義又は物上代位権によって、債務者が仮登記担保権者に対して有する清算金債権を差し押え、取立命令等を得て債権の満足を得ることができるのであるから、特に大きな不利益を受けることもない。しかも、いわゆる帰属清算の場合においては、清算金の支払と仮登記の本登記手続とが同時履行の関係に立つこと前述のとおりであり、この場合、後順位の差押債権者や抵当権者らは、仮登記担保権者からの本登記の承諾請求に対し、その承諾義務が本来本登記義務の履行されるべきことを前提とする性質のものであることにかんがみ、自己独自の抗弁として、債務者（又は第三取得者）に対する清算金の支払との引換給付の主張をすることができるものと解されるから、清算金の支払確保のために特段の手数を要することもない。右に述べたところと抵触する当裁判所の従前の判例は、その限度でこれを改める」。

右第一小法廷判決のいわば訴訟手続内における配当手続の構想は優れた着想というべきであるが、理論上、運用上難点があるのをまぬがれない。それは本判決の詳しく論ずるところでありさらに仮登記担保が広く利用されるようになった理由の一つは簡易・迅速な換価という利点のあることであるが、訴訟手続内における配当手続を構想するため、右換価手続が遅延するであろう（差押、抵当権設定による仮登記担保権者に対する妨害も考えられる）ことも難点の一つといえよう。右第一小法廷判決の見解はいささか法律ばなれがすぎることと、手続的視点から採用が拒否されたわけである。本判決は、「右差押債権者らは、債務名義又は物上代位権によって、債務者が仮登記担保権者に対して有する清算金債権を差し押え、取立命令等を得て債権の満足を得ることができ、しかも帰属清算の場合においては、右差押債権者らは、仮登記担保権者からの本登記承諾請求に対し、自己独自の抗弁として、債務者（又は第三取得者）に対する清算金の支払との引換給付の主張をすることができる」とするが、右第一小法廷判決に比し、右差押債権者らが不利益になることは否むべくもない。しかし、前記難点のゆえにそれもやむをえないこととされたのであろう。右利益・不利益の点のみを比較して、たやすく本判決を不当とすべきであるまい。今後は、本判決の見地にたったうえで、右差押債権者ら保護の方策を見出すことに力が注がれねばならない。

（鈴木弘最高裁調査官）

抄・法律用語

「寄託」と「供託」

「寄託」と「供託」は、いずれも、物の保管に関する契約である点で同様です。しかし、「寄託」は、当事者の一方が、相手のために物を保管することを約して、物を受け取ることによって成立する契約ですが（民法六五七条）、そのうち、とくに法令の規定にもとづいて、供託法が定めるところにしたがって、金銭、有価証券、その他の物品を供託所または法務大臣が指定する倉庫業者や銀行に寄託することを、「供託」といいます（供託法一条、五条）。

「権利」と「権限と権原」

「権利」とは、相手（他人）に対して、ある作為または不作為（受忍）を求めることができる権能のことですが、「権限」とは、代理人や法人の機関の行為が、法律上、本人または法人の行為としての効力を生ずる範囲をいいます。したがって、取締役の業務執行は権限であって権利ではなく、取締役の報酬請求権は、権利であって権限ではありません。

「権原」とは、ある法律行為や事実行為をすることを正当とする法律上の原因のことです。たとえば、他人の土地の上に建物を建てるに必要な借地権（賃借権）は、権原です。「権原」と「権限」は全く違う概念です。

〝専門実務研修会〟

於　釧路市三吉会館

去る三月三十日午後一時より、日司連第三回専門実務研究会の伝達講師である沢野浩講師（釧路支部）、山田精一講師（十勝支部）の講義により、釧路市三吉会館において開催された。

山田講師より

一、売買の基礎理論―売買が債権法の典型契約の中で占める地位と性格、売買の意義、成立、効力、解除、再売買の予約　ETC

沢野講師より

一、不動産売買と登記について

を拝聴し、懇切丁寧に、伝達講義を受けた。司法書士の実務に役立つ有意義なものでした。この講義のために、東京出張、勉学に貴重な時間を、さいて御苦労を掛けた両講師に、心より厚く御礼申し上げます。

当日出席者次のとおりであった。

釧路支部　野尻瀞、伏見、守谷、中村、平田、窪田、新藤、仲内、大崎、佐々木秀喜、宮越、布施、

十勝支部　竹川、松浦、杉山、宅原、堀田、

網走支部　佐々木正夫、狩野、遠藤、

北見支部　堀川、

根室支部　富樫

遠軽支部　無し

慶祝

新田文雄殿「公認会計士合格」

十勝支部会員である氏が、この度難関の公認会計士に合格されました。

常日頃の先生の努力のたまものと、会員こぞって深く御喜び申し上げます。今後益々の御発展を御祈りしますと共に、吾々の御指導をお願いします。

会務日誌

五十年一月～三月

一月　六　日　補助者承認申請、用紙発送、

八　日　八日～九日、一般会計経理月報作成

十　日　新谷先生（十勝支部）奥様御逝去、

十三日　用紙発送。

十六日　十六日～十七日特別会計経理月報作成。

二十一日　釧路地方法務局北見支局庁舎落成式出席、会長

二十四日　二十四日～二十八日研修会プリント作成。

二月一日　日　一日～三日一般会計経理月報作成。

四　日　在釧理事会。出席　会長、窪田、平田、佐々木、佐渡、仲内、中村、

五　日　五日～六日臨時総会、研修会案内作成。

十二日　研修会延期通知。民事月報斡旋文書作成。

十四日　十四日～十五日特別会計経理月報作成。

二十二日　北海道ブロック会長会。出席　会長、副会長二名。

二十四日　福原先生（十勝支部）御逝去。理事、支部長連絡。

三月　五　日　五日～六日一般会計経理月報作成。

八　日　在釧理事会。出席　会長、中村、

次頁へ

前頁より

仲内、佐々木、佐渡、

八日～九日特別会計経理月報作成。

十二日～十四日研修会返信用ハガキ、理事会案内作成。

十三日～十四日会計事務監査。

二十日　会報原稿依頼文書発送（会員宛）

二十一日　釧路司法書士会政治連盟会議（於事務局）

出席　野尻、尾越、木村、平田、島崎

二十五日　四十九年度後期支部交付金送金（各支部長宛）

二十六日　二十六日～二十九日研修会プリント作成。

三十日　理事会（於事務局）

出席　竹川、杉山、阪井、松浦、堀田、窪田、中村、佐々木秀喜、仲内、佐渡、平田、堀川、野々宮、尾越、

三十日　研修会　講師　沢野浩、山田精一

事務所変更

氏名	新事務所	年月日
宅原　充	中川郡池田町字西1条3丁目16	50・2・3
野尻　寧	釧路市錦町5丁目1番地	50・2・15
野尻　瀞	〃　宮本1丁目3番10号	50・2・15
石井　市郎	紋別郡遠軽町1条通北2丁目1番地の5	50・3・12
鈴木　寛司	釧路市栄町11丁目2番地	50・3・17
赤松　紅子	〃　〃	〃
金倉　孝志	〃　〃	〃

司法書士認可試験受験者数及合格者数

受験者数　合格者数

四十八年度　六十名　一名

四十九年度　六十三名　一名

訃報

福原英雄殿

（十勝支部）

には、昭和五十年二月二十四日急逝されました。

茲に謹しんで、ご冥福をお祈り致します。

昭和五十年三月三十一日

御寄附金

一金五万円也

故福原英雄殿の御遺族より、会の御労苦と、今後の会の発展の一助にと、御寄附を戴き、受納致しました。

茲に御報告申し上げます。

あとがき

次野会員の「この頃のこと」で健康管理、お互い自分のことですので、たゆまぬ努力をしたいと思います。又坂下会員の報酬理論：自主的な合理性を有する附随報酬にと、切々たる気魄を感じます。どうか新執行部において充分検討定理に努力して欲しい。本会企画は、本年度は、執行部のたゆまぬ努力により、全面的に終了したのは喜ばしい。課題の多い吾々業界の未来であるが、会員一人一人が、今こそ一致団結して、法第一条の改正等多くの課題のために努力すべきと思う。

次回会報の投稿方よろしくお願いします。

（松浦）